

\*本メールは、関東更生支援ネットワークにご登録いただいた方々にbccで一斉配信しております。

~~~~~

目次

1 今月の再犯防止トピックス

「令和7年度第1回再犯防止・更生支援セミナー」を開催します！

2 お知らせコーナー

(1) 東京矯正管区は、令和7年4月1日から「関東矯正管区」に名称変更しました！

(2) 災害用備蓄用品の有効活用について

~~~~~

1 今月の再犯防止トピックス

「令和7年度第1回再犯防止・更生支援セミナー」を開催します！

今年度1回目となる再犯防止・更生支援セミナーを6月にオンライン方式で開催することになりました！

今回取り扱うテーマは、「非行や犯罪をした人の家族への支援」です。非行や犯罪をした当事者の家族は、厳しい世間の目にさらされながら、共に困難を抱え立ち直りを模索しながらもがき苦しんでいます。犯罪や非行の発生によって、親子・夫婦・きょうだい・親族等の家族関係がどのように変化し、その心身・社会生活にどのような影響を及ぼしているかを知ることは、当事者支援に取り組む上でも必要不可欠です。

講師には、わが子の非行・不登校という思いがけない子育ての悩みをきっかけに、「非行」と向き合う親たちの会（通称あめあがりの会）を立ち上げられた春野すみれ代表と、研究者の立場で諸外国の取組を参考に受刑者を親に持つ子どものための冊子を作成された琉球大学法科大学院の矢野恵美教授のお二人を迎えて、家族支援の実践活動の紹介と家族支援における配慮事項について、お話しいたできます。当事者対応で取り残されがちな家族の存在とその支援について考えてみませんか。

詳細は以下のとおりです。別添のチラシもご覧ください。皆様のご参加をお待ちしております。

令和7年度第1回再犯防止・更生支援セミナー

「非行や犯罪をした人の家族への支援」

～事件が当事者家族に与える影響を知り、支援者としてどのように関わっていくかを考える～

(1) 日 時：令和7年6月6日（金）14：00～16：00（入室：13：30～）

(2) 開催方法：オンライン（Teams）

(3) 内 容：講演1 「知って欲しい家族への支援（仮題）」

「非行」と向き合う親たちの会（あめあがりの会）

代表 春野 すみれ 氏

講演2 「受刑者の子どもへの支援を通じて（仮題）」

琉球大学法科大学院 教授 矢野 恵美 氏

質疑応答

(4) 定 員：100名

(5) 申込方法：参加をご希望の方は、件名を「セミナー申込」として、以下①～③を本文に記載して事務局宛てにメールにてお申込みください。

なお、添付のQRコードを読み込むと、簡単にお申込みメールを作成できます。

①お名前

②ご所属（団体名、機関名、部署名等）

③電話番号（当日通信障害が発生した際に緊急連絡が繋がる電話番号）

(6) 締 切：令和7年5月29日（木）

参加用URLにつきましては、6月5日までに、参加申込みのあったメールアドレスにお知らせしますので、申込みに係る記載内容はお間違えのないようお願いいたします。

なお、定員超過によりご参加いただけない場合には、6月5日までにその旨メールにてお知らせいたします。別添のチラシ記載の申込方法も併せてご覧ください。

## 2 お知らせコーナー

(1) 東京矯正管区は、令和7年4月1日から「関東矯正管区」に名称変更しました！

「矯正管区」は、法務省矯正局の事務を分掌する機関（地方支分部局）で、全国に8つあります。関東甲信越静岡の一都十県に所在する矯正施設（刑務所等、少年院、少年鑑別所）の運営全般にわたって指導監督する業務を行っているのが「東京矯正管区」ですが、関東地方全体を管轄していることを分かりやすくするため、令和7年4月から「関東矯正管区」と名称変更いたしました。電話番号やメールアドレスには変更はありません。「関東更生支援ネットワーク」の事務局を担う「関東矯正管区」として、気分も新たに皆様に役立つ情報を提供して参ります。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

(2) 災害用備蓄用品の有効活用について

関東矯正管区では、食品ロス削減及び生活困窮者支援の観点から、災害用備蓄食品を有効活用するため、更新により不要となった災害用備蓄食品をフードバンク団体等に提供いたします。

【提供対象団体】フードバンク団体のほか、子ども食堂等、生活困窮者等に対し食料・食品の提供を行う団体を含みます。

【提供可能な食品に関する情報】

- ① 鶏と野菜のトマト煮 100食 賞味期限 2025.7
- ② カルボナーラ 100食 賞味期限 2025.7

【引渡方法】 引取

【配分方法のルール】 先着順

詳細は、下記法務省のウェブサイトをご確認ください。

↓↓↓

[法務省：法務省の災害用備蓄食品の有効活用について](#)

【お問い合わせ先】 関東矯正管区 総務企画部 総務課 用度係  
〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館  
電話：048-600-1500（代表）音声ガイダンスで「用度係」を選択してください。

~~~~~  
お知らせコーナーでは、会員の皆様からも、セミナーや研修会の開催情報など、他の会員にお知らせしたい情報を募集しております。

再犯防止・更生支援に関連して何か耳寄りな情報などありましたら、ぜひ事務局までお寄せください。本コーナーへの掲載を検討させていただきます。

~~~~~  
最後まで読んでいただきありがとうございました。

本メールマガジンの配信を止めたい方は、事務局（下記連絡先）まで、件名に「アスワ配信停止」と記載したメールを送信してください。本文の記載は不要です。

関東更生支援ネットワーク事務局 関東矯正管区更生支援企画課  
Mail：[1.toukyoukyousei.j7u@i.moj.go.jp](mailto:1.toukyoukyousei.j7u@i.moj.go.jp)

会員の皆様からのご意見・ご感想もお待ちしております！

~~~~~